

1. はじめに

本市では、平成 17 年 4 月より地域産業の活性化や構造転換、税源や雇用の確保を図るため、「堺市企業立地促進条例」（現在の「堺市イノベーション投資促進条例」）を施行して以降、市内への企業投資の促進に取り組んでいます。

また、この条例の施行とあわせ、特に内陸部に多く立地している老朽化した既存工場の建替えを従前より容易にすることにより、域外への流出防止を図るため、緑地面積率の緩和を規定する「堺市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」（以下、「工場立地法地域準則条例」）を施行しました。この緑地面積率の緩和と同時に、質の高い緑地形成に向けて、「緑の工場ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を制定しています。

平成 26 年 12 月には、南部丘陵の里山保全に貢献することで、緑地確保と認める本市独自の「工場立地法における敷地外緑地制度に関するガイドライン」も制定しました。

令和 4 年 7 月には、大阪府が提案した国家戦略特区制度を活用して、依然として課題となっている老朽化工場の建替えを円滑化するため、「堺市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項及び国家戦略特別区域法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」（以下、「工場立地法地域準則・特区条例」）に改正し、特例既存工場（5 ページ参照）を対象として、さらに緩和を行いました。

併せてガイドラインについても、SDGs の考え方を新たに採り入れ、さらに CO2 削減に資する太陽光パネルの設置の推奨や敷地外緑地制度の対象の拡大を行いました。

ガイドラインは、緑地の配置や景観、環境保全の視点からより質の高い緑地形成の方針を示すことに加え、工場の緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防止する意味も兼ねています。同時に、SDGs の観点からもガイドラインの趣旨を積極的に周知し、市民に親しまれる地域の風土や、景観になじむ堺市らしい緑地の形成を推進し、地域経済の活性化と質の高い緑地とのバランスがとれた都市をめざしていきたいと考えています。企業・市民の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

□これまでの主な経緯

平成 17 年 4 月	企業立地促進条例の制定
平成 18 年 4 月	工場立地法地域準則条例、緑の工場ガイドラインの制定
平成 26 年 12 月	敷地外緑地制度に関するガイドラインの制定
平成 27 年 4 月	ものづくり投資促進条例の制定（旧条例の改正）
平成 30 年 6 月	堺市が大阪府内の自治体で初めて SDGs 未来都市に選定される
令和 2 年 4 月	イノベーション投資促進条例の制定（旧条例の改正）
令和 4 年 7 月	工場立地法地域準則・特区条例、緑の工場ガイドライン等の改正